

第171回横浜市都市計画審議会を開催します

1 日時

令和6年6月28日(金) 午後1時開始

2 会場

横浜市市会議事堂3階多目的室(WEB会議形式併用)
住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10

3 審議案件の概要

別紙「第171回横浜市都市計画
審議会案件表」のとおり

4 会議の公開・非公開

会議は公開で行います。

5 傍聴者の定員

10名(現地傍聴)

6 傍聴の申込方法

(1) 現地傍聴

当日、午後0時から午後0時30分まで会場入口で受付します。(入口・受付場所は別紙のとおり)

受付で傍聴整理券を受け取り、受付終了までそのままお待ちいただけます。

受付終了の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。定員に満たない場合は、そのまま先着順に傍聴していただけます。

(2) WEB傍聴

令和6年6月21日(金)午前10時から6月27日(木)午後5時までの間、横浜市電子申請システムで受け付けています。詳細については横浜市ホームページを御確認ください。

7 取材について

現地傍聴席とは別に記者席を御用意しますので、当日、直接会場までお越しいただき、会場入口の受付でお声かけください。

(入口・受付場所は別紙のとおり)

なお、会場内の写真及び動画撮影は、会議の冒頭(5分程度)までとなります。

【会場案内図】



横浜市ホームページ



横浜市都市計画審議会とは…

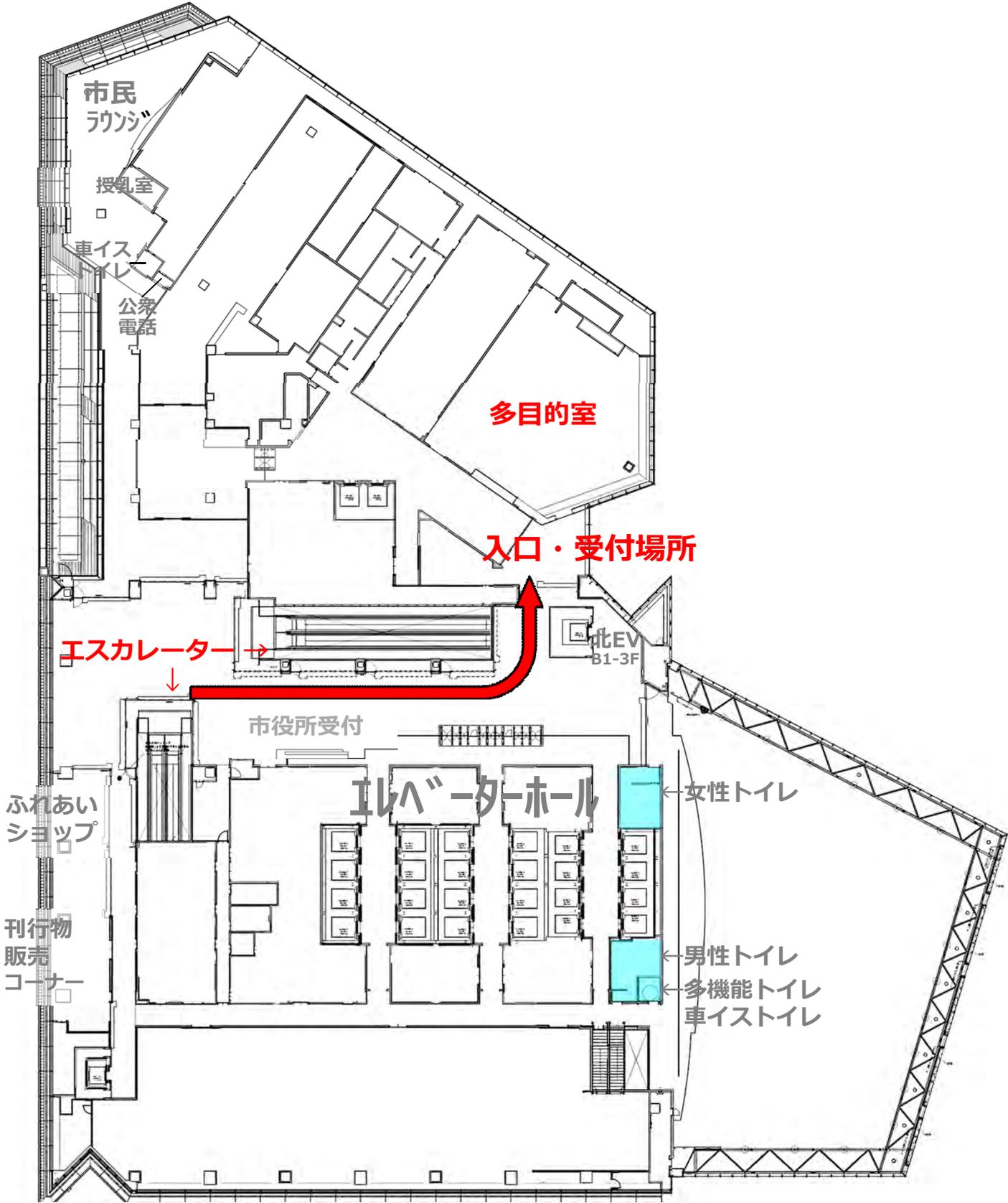
都市計画法によりその権限に属せられた事項(政令市決定の都市計画)の審議を行うために市長の附属機関として設置されたものです。

根拠法令 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項

お問合せ先

建築局都市計画課長 廣澤 美津江 Tel 045-671-2663

フロア案内3階 :



横浜市都市計画審議会委員名簿

令和6年6月28日予定

	氏名	職業等	分野
学識経験のある者	森地 茂	政策研究大学院大学名誉教授	交通計画
	高見沢 実	横浜国立大学名誉教授	都市計画
	小泉 秀樹	東京大学大学院教授	都市計画
	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授	不動産マネジメント
	池邊 このみ	千葉大学グランドフェロー	環境デザイン
	石川 永子	横浜市立大学国際教養学部准教授	都市防災
	橋本 美芽	東京都立大学大学院准教授	福祉
	坂倉 徹	横浜商工会議所副会頭	商工業
	柳下 健一	横浜農業協同組合代表理事組合長	農業
	杉原 光昭	神奈川県弁護士会	法律
	岡田 日出則	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	不動産
	大森 義則	一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事	建築
	横浜市会議員	鈴木 太郎	横浜市会議長
福島 直子		横浜市会副議長	市議
小松 範昭		政策経営・総務・財政委員会委員長	市議
中島 光徳		国際・経済・港湾委員会委員長	市議
くしだ 久子		市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会委員長	市議
麓 理恵		こども青少年・教育委員会委員長	市議
高橋 正治		健康福祉・医療委員会委員長	市議
大桑 正貴		脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会委員長	市議
伏見 幸枝		建築・都市整備・道路委員会委員長	市議
伊波 俊之助		下水道河川・水道・交通委員会委員長	市議
横浜市の民	古屋 文雄	自治会・町内会長	市民
	大内 綾子	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	田中 隆志	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
臨時	佐藤 陽	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	

第171回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和6年6月28日(金)午後1時開始

場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室

(WEB会議形式併用)

■ 審議案件

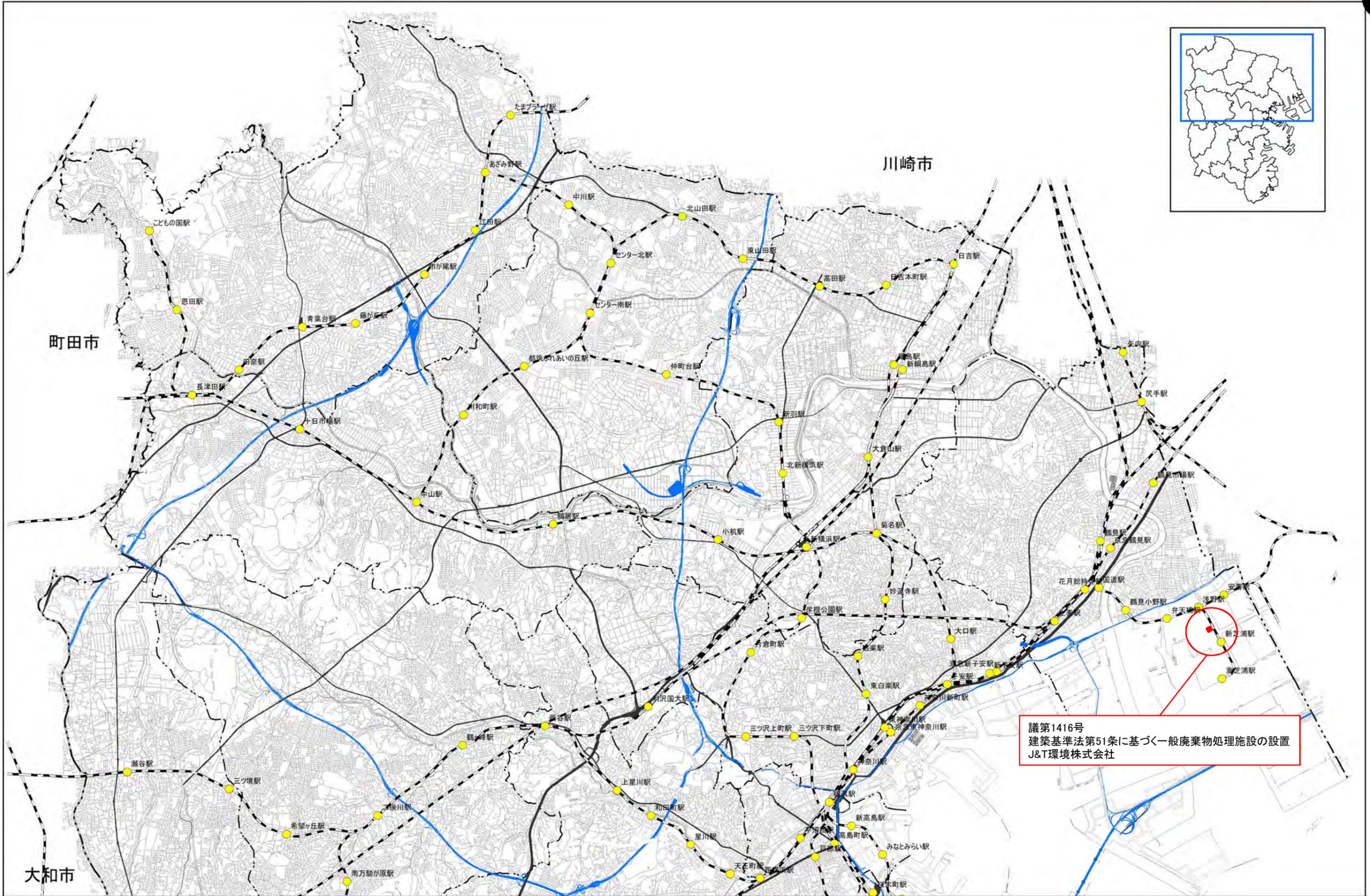
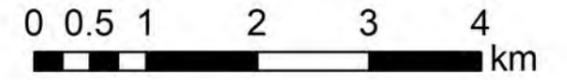
1 その他案件

説明区分	議題番号	件名	内容
No.1	1416	建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設の設置	【J & T環境株式会社】 鶴見区末広町にプラマークのついたプラスチック製容器包装に加えて、ハンガーや歯ブラシなどのプラスチック製品の間処理を行う施設を新たに設置するものです。
	1417	建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置	【横浜環境保全株式会社】(1417) 金沢区鳥浜町に産業廃棄物を焼却処分するための焼却処理施設を新設するものです。
	1418		【アイテック株式会社 産業廃棄物中間処理施設】(1418) 金沢区福浦二丁目に産業廃棄物を焼却処分するための焼却処理施設を新設するものです。
	1419		【株式会社クリーン産業 金沢中間処理場】(1419) 金沢区福浦二丁目に設置している産業廃棄物中間処理施設に、計画処理能力が許可対象処理能力を超える破砕施設を新たに設置するものです。

■ 報告事項

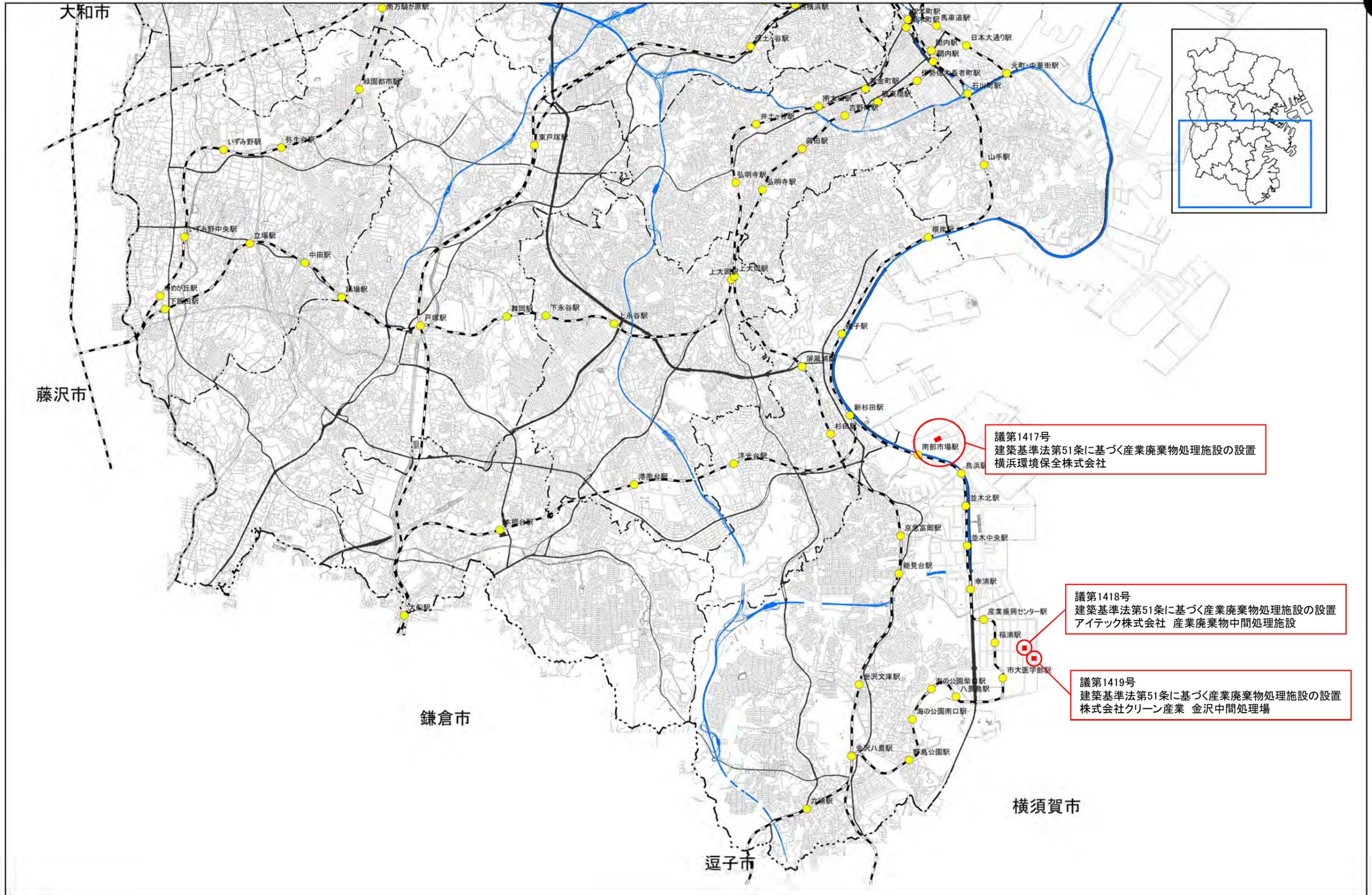
- 1 横浜市歴史的風致維持向上計画の策定について
- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定及び第8回線引き全市見直しについて
- 3 横浜市都市計画審議会市民委員の募集について

横浜市位置図 (北部)



横浜市位置図 (南部)

0 0.5 1 2 3 4 km



議第1417号
建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置
横浜環境保全株式会社

議第1418号
建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置
アイテック株式会社 産業廃棄物中間処理施設

議第1419号
建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置
株式会社クリーン産業 金沢中間処理場

No. 1 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設の設置及び 産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1416 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設の設置

名 称	J&T 環境株式会社	
位 置	横浜市鶴見区末広町 2 丁目 1 番の 8 の一部	
敷 地 面 積	13,361.18 m ²	
用 途 地 域 等	工業専用地域	
施 設 概 要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	7,684.32 m ²
	延 床 面 積	8,187.99 m ²
	処 理 能 力	一般廃棄物処理施設（廃プラスチック類） ・破袋施設 1 98.16t/ 日 ・破袋施設 2 16.08t/ 日 ・破袋・選別施設 225.53t/ 日 ・圧縮梱包施設 229.92 t/ 日 ・圧縮施設 49.44 t/ 日
	建 築 主	名称 J&T 環境株式会社 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1
	運 営 主 体	名称 J&T 環境株式会社 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1

(内容)

本事業者は、本計画地において平成 16 年に建築基準法第 51 条の規定に基づく許可を得て、市内一般家庭から収集したプラスチック製容器包装の中間処理施設として、プラスチック製容器包装の圧縮・梱包を行っています。

今回、プラマークのついたプラスチック製容器包装に加えて、ハンガーや歯ブラシなどのプラスチック製品の中間処理を行えるよう新たに施設を設置します。

次の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業専用地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

議第 1417 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	横浜環境保全株式会社	
位 置	横浜市金沢区鳥浜町 2 番 22 他 3	
敷 地 面 積	2,571.04 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	894.00 m ²
	延 床 面 積	959.68 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設（焼却処理施設） ・汚泥の焼却施設 15.27 m ³ /日 ・廃油の焼却施設 21.33 m ³ /日 ・廃プラスチック類の焼却施設 33.60 t/日 ・その他の焼却施設 74.40 t/日
	建 築 主	名称 横浜環境保全株式会社 住所 横浜市金沢区鳥浜町 2 番 22 他 3
運 営 主 体	名称 横浜環境保全株式会社 住所 横浜市金沢区鳥浜町 2 番 22 他 3	

(内容)

本事業者は、環境衛生に貢献することを目的に金沢区鳥浜町において産業廃棄物の破碎・圧縮等の処理業に携わっています。

今回の計画は本事業者の新事業として、産業廃棄物を焼却処分するための焼却処理施設を新設する計画です。

次の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

議第 1418 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	アイテック (株) 産業廃棄物中間処理施設	
位 置	横浜市金沢区福浦二丁目 15 番 16 及び 15 番 17	
敷 地 面 積	2,639.90 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	1,217.03 m ²
	延 床 面 積	2,075.04 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設 (焼却処理施設) ・ 汚泥の焼却施設 19.68 m ³ / 日 ・ 廃プラスチック類の焼却施設 37.44 t/ 日 ・ その他廃棄物の焼却施設 72.00 t/ 日
	建 築 主	名称 アイテック株式会社 住所 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス
運 営 主 体	名称 アイテック株式会社 住所 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス	

(内容)

本事業者は、上下水道施設、ごみ焼却施設等環境関連施設の運転維持管理業務を主な業務とし、グループ会社は大阪府を中心に産業廃棄物等の収集運搬及び中間処理を行っています。

令和元年から金沢区福浦一丁目自社焼却処理施設を設置・稼働していますが、今回、事業拡大のため、新たに焼却処理施設を新設する計画です。

次の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

議第 1419 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	株式会社クリーン産業 金沢中間処理場	
位 置	横浜市金沢区福浦二丁目 18 番 7	
敷 地 面 積	1,199.42 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	産業廃棄物中間処理施設
	建 築 面 積	403.77 m ²
	延 床 面 積	443.04 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設（中間処理施設） ・廃プラスチック類の破碎施設 134.81 t/日 ・木くずの破碎施設 203.83 t/日 ・がれき類の破碎施設 568.48 t/日
	建 築 主	名称 株式会社クリーン産業 住所 横浜市青葉区大場町 361 番地 75
運 営 主 体	名称 株式会社クリーン産業 住所 横浜市青葉区大場町 361 番地 75	

(内容)

本事業者は、本計画地において産業廃棄物の破碎事業を行っています。

今回、破碎施設の更新及び稼働時間の延長を計画しており、本計画により建築基準法第51条の許可が必要な処理能力を超えることとなります。

次の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

報告事項 1 横浜市歴史的風致維持向上計画の策定について

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、市町村は、歴史的風致の維持向上に関する計画(以下、「歴史的風致維持向上計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができます。また、国土交通省が発行する「歴史的風致維持向上計画策定に向けた手引き」によると、自治体内に関連する審議会(文化財調査委員会や都市計画審議会)を設けている場合は、計画書案が固まった段階で内容を報告することが必要となります。

歴史資産を適切に保全活用し、地域の個性・魅力の核としていく取組を促進するとともに、歴史に触れるきっかけを創出していくことで、歴史的風致の維持向上を通じて横浜らしい豊かさを感じられるまちづくりを推進するため、横浜市歴史的風致維持向上計画を策定します。

今回、計画の案を作成しましたので、ご報告します。

報告事項 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定 及び第8回線引き全市見直しについて

第169回横浜市都市計画審議会（令和5年11月17日開催）にていただいた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方についての答申等を踏まえ、「整開保等の改定」及び「線引き見直し」の都市計画市素案（案）等を作成し、令和6年1月31日から2月29日まで意見募集を行いました。

この度、いただいた意見等を踏まえ都市計画市素案を作成しましたので報告します。

<意見募集結果の概要>

募集期間	令和6年1月31日から令和6年2月29日まで
意見書の提出	62通（106件）

意見の分類	件数
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定に関する意見	6件
第8回線引き全市見直しに関する意見	92件
都市計画市素案（案）のとおり、市街化区域への編入を希望する意見	（8件）
都市計画市素案（案）で示された区域や用途地域等の変更を希望する意見	（12件）
特定の区域について、追加して市街化区域への編入等を希望する意見	（16件）
市街化調整区域のままとすることを希望する意見	（36件）
進め方・手続に関する意見	（6件）
その他の意見	（14件）
意見募集対象以外の意見	8件
合計	106件

報告事項3 横浜市都市計画審議会市民委員の募集に関する案件概要

横浜市都市計画審議会においては、市民の皆様の視点からの御意見も踏まえたより幅広い審議を行うため、横浜市の住民3名の方に市民委員として御就任いただいています。

このうち2名について、本年11月をもって任期満了となるため、募集を行いますので報告します。